

◆ 消防庁舎が新しくなりました

伊賀市消防本部・中消防署移転

【問い合わせ】 消防本部消防総務課
☎ 24-9100 FAX 24-9111

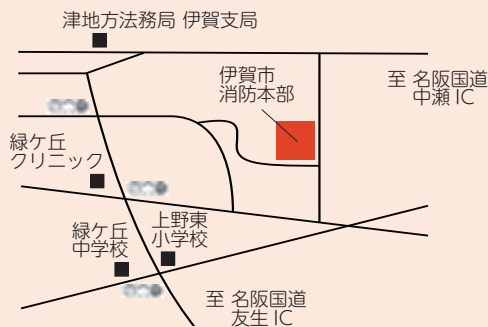
伊賀市の消防活動拠点施設としての役割を担う消防庁舎が完成しました。

◆伊賀市消防本部新庁舎 (三重県立上野商業高等学校跡地)

【新住所】

〒 518-0833 伊賀市緑ヶ丘東町 920 番地

※運用開始日：11月21日(月) 午前8時30分～



～伊賀市新消防庁舎見学体験会を開催します～

【とき】 11月23日(水) 午前10時～午後2時

【ところ】 伊賀市消防本部新庁舎

【内容】 新庁舎の見学・はしご車の展示・非常食の試食・煙体験・放水体験 など

詳しくは市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】 中消防署警防係

※住所は変更しますが、電話番号・ファックス番号は変わりません。

○消防本部消防総務課 ☎ 24-9100

予防課予防係 ☎ 24-9105

予防課危険物係 ☎ 24-9103

消防救急課地域安全係 ☎ 24-9115

消防救急課救急救助係 ☎ 24-9116

消防救急課通信指令係 ☎ 24-9110

FAX 24-9111 (共通)

○中消防署指導係 ☎ 24-9109

警防係 ☎ 24-9107

FAX 24-3544 (共通)



▲伊賀市消防本部新庁舎

◆ 日頃からかかりつけ医をもち、体調管理に努めましょう

応急診療所だより

【問い合わせ】 医療福祉政策課
☎ 22-9705 FAX 22-9673

前回に引き続き、応急診療所についてよくある質問を紹介します。

問1) 保険証がないときに診察は受けられますか？

答) 診察を受けていただけます。ただし、診療費は実費支払いとなり、後日保険証を持参後に精算します。
※申請書を記入の上、指定口座への振り込みによる返金となります。

問2) 診断書や証明書は書いてもらえますか？

答) 診察後、診断書や証明書(学校作成のもの)が必要な場合は可能です。診断書は有料ですが、証明書は基本的に無料です。

問3) 診察ができない場合はありますか？

答) 交通事故の場合はレントゲン検査などが必要なため、診察できません。また、労働災害によるけがなどの診察もできないため、応急診療所で症状などを確認

後、二次救急当番病院を紹介します。

問4) 診察時間が過ぎてしまった場合はどうしたらいいですか？

答) 「伊賀市救急相談ダイヤル24」(0120-4199-22)へお問い合わせください。(通話料・相談料無料) 医師・看護師などが24時間年中無休で、救急医療や応急処置などに関する相談にお答えします。また、受診できる病院も紹介します。

【伊賀市応急診療所】 診療科目：一般診療・小児科

【所在地】 上野桑町 1615 番地 ☎ 22-9990

【診療時間】

○月～土曜日：午後8時～11時

○日曜日・祝日：午前9時～正午、
午後2時～5時、午後8時～11時



◆ 自宅前などへ粗大ごみの収集に伺います

粗大ごみ戸別収集事業 (有料)

【問い合わせ】 廃棄物対策課
☎ 20-1050 FAX 20-2575

市内に住所がある人を対象に、家具・寝具類・自転車・ファンヒーター・家電製品などの粗大ごみを、自宅前など申し込み時に指定する場所まで収集に向うサービスを実施しています。(有料)

収集には1点につき200円分の粗大ごみ処理券が必要で、1回の申し込みで5点まで利用できます。

※家電リサイクル法により、市では、家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は収集できません。

【申込方法】

- ①粗大ごみ受付センターに電話で申し込む。
- ②市内のスーパー・商店・農協などの粗大ごみ処理券取扱店で粗大ごみ処理券を購入する。
※粗大ごみ処理券取扱店など、詳しくは「資源・ごみ分別ガイドブック」戸別収集事業のページをご覧ください。
※処理券の払い戻しはできませんので、必ず申し込みをしてから必要な枚数を購入してください。
- ③粗大ごみに粗大ごみ処理券を貼り、予約した収集日の午前9時(上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支

所管内) または午前8時30分(青山支所管内)までに、申し込みをした指定場所に出す。

※当日の立ち会いは必要ありません。

※申し込んだ粗大ごみ以外は収集できません。

【申込受付時間】

午前8時30分～午後5時

※土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

【申込先】

≪上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内≫

伊賀北部粗大ごみ受付センター ☎ 20-1255

≪青山支所管内≫

伊賀南部粗大ごみ受付センター ☎ 64-8700

【問い合わせ】

≪上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内≫

廃棄物対策課

≪青山支所管内≫

○青山支所振興課 ☎ 52-1112 FAX 52-2174

○伊賀南部環境衛生組合 ☎ 53-1120

◆ 住民票などの不正な請求を抑止するために

本人通知制度に登録しましょう

【問い合わせ】 住民課
☎ 22-9645 FAX 22-9643

本人通知制度は、事前に登録した人の住民票の写しなどを代理人や第三者が請求し、市が交付したときにその事実を郵送でお知らせする制度です。

住民票の写しなどを交付したことを通知することで、その請求が不正であった場合の早期発見や個人情報の不正使用防止につながり、また、不正請求を抑止する効果が期待できます。

【登録できる人】

- 伊賀市の住民基本台帳または戸籍の附票に記録されている人
- 伊賀市に本籍地がある(あった)人

【登録期間】 3年間

【通知対象】

- 住民票の写し(除票を含む。)
 - 住民票記載事項証明書
 - 戸籍謄本・抄本(除籍・改製原戸籍を含む。)
 - 戸籍の附票の写し(除附票を含む。)
- ※本人通知制度登録日の翌日以降に交付したもの

【通知内容】 代理人や第三者に証明書を交付した場合は次の4項目を通知します。

- ①交付年月日
- ②交付証明書の種別
- ③交付枚数
- ④交付請求者の種別(本人などの代理人・第三者)

※交付請求者の氏名や住所は通知できません。

【登録・更新方法】

登録を希望する人は、本人確認書類(運転免許証など)を持参の上、住民課または各支所住民福祉課で登録・更新の手続きをしてください。

代理人の場合は委任状、法定代理人の場合は戸籍謄本などの資格を証明する書類を持参してください。

詳しくはお問い合わせください。

登録更新を忘れずに

登録から3年を迎える人で、引き続き登録を希望する人は登録更新の手続きが必要です。

※更新日の1カ月前から手続きができます。

【申込先・問い合わせ】 住民課・各支所住民福祉課